

大阪府キンボールスポーツ連盟受講料等補助規程

(目的)

第1条 この規程は、日本キンボールスポーツ連盟が主催する資格認定講習会の講習料等に対し、本連盟が補助金を交付することにより、指導者及び審判の養成を図り心身の健康につながる生涯スポーツとしてのキンボールスポーツの普及を目的とする。

(補助金対象講習会等、補助対象経費及び補助額)

第2条 補助対象講習会等、補助対象経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、資格取得講習会終了後、実績報告(様式第1号)を指定された期日までに会長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第4条 会長は、第3条の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第5条 第4条の補助金確定通知を受けたものは、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助の交付)

第6条 会長は、第5条の補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(補助の取り消し等)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当するとき、補助金を交付せず、交付後であっても取り消すことができる。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 資格取得後、更新の意志がないとき。
- (4) その他会長が不適当と認めるとき。

(会長の指示)

第8条 会長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この規程は、2011年7月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。(2023年3月24日に一部改正)